

議事録

審 議 会 名	令和 6 年度 第 2 回 杉戸町文化財保護審議会
開 催 日 時	令和 7 年 3 月 22 日 (土) 午前 10 時 00 分～12 時 00 分
開 催 場 所	杉戸町役場 第二庁舎 2 階 第二会議室
議 事	①「盾持人埴輪」の町指定文化財への指定について (答申)
公開・非公開の別	☒ 公開 ・ 非公開 (公開の場合傍聴者数 2 人)
	(非公開の場合理由)
出 席 者 氏 名	柏浦勝良会長・長堀榮委員・寺田竹雄委員・青木秀雄委員 田原昇委員・中村友一委員・三原康之委員・野口憲治委員

審議の概要
1. 開会 2. 課長あいさつ 3. 議事 ① 「盾持人埴輪」の町指定文化財への指定について (答申) (1) レポート：杉戸町内出土の盾持人埴輪の指定について - i 盾持人埴輪の観察 - ii Report：目沼古墳群出土の盾持人埴輪について ・ 概要 ・ 下総型埴輪の特徴と工人の資質 ・ 盾持人埴輪の意義と方相氏との関連性 ・ 結び (2) 答申書(案) ・ 答申事項 ・ 答申事由 4. その他 ①日光街道一里塚の管理について ②天満宮の埴の譲与について 5. 閉会

審議内容

3. 議事

①「盾持人埴輪」の町指定文化財への指定について（答申）

(1)レポート：杉戸町内出土の盾持人埴輪の指定について

(委員)

- ・彩色は埴輪のどこにあるのか？

(事務局)

- ・発見当時は顔面と盾部に観察することができた。
- ・現在は剥落が進み薄れてしまっている。

(委員)

- ・ハケ目や突帯によって型が変わるがそれはどのようなものか？

(事務局)

- ・台形の断面形を積極的に作っている箇所があり、この箇所は地域的なものと言える。
- ・様々な特徴を鑑み、太まかではあるが6世紀前半と判断。

(委員)

- ・発見されたのはいつ頃か？

(事務局)

- ・日時は不明だが、約十数年前に農家の方が農作業中に見つけたと聞いている。

(委員)

- ・赤外線カメラなど、彩色については色が分かるカメラなどで試してみてもどうか？

(事務局)

- ・画素による撮影を実施したが彩色の痕跡ははっきりしなかった。
- ・赤外線カメラは試したことがない。

(委員)

- ・大学に彩色の原料を測ることができる設備はあるかもしれない。
- ・科学的な分野で利用できるものはどんどん使って研究を進めてほしい。

(2)答申書(案)

(委員)

- ・答申書(案)の中に「県内出土の盾持人埴輪の中でも芸術的に優れた作品と評価できる」とあるが、どのような点で評価できるのか？

(事務局)

- ・まず、顔面部の残りがよいということ。他の事例では実際によく見ると石膏で復元されていることも多い。
- ・また、そもそも埴輪の残存率が高い。

(委員)

- ・「資料の常設展示や収蔵、および活用することに努められたい」とあるが、現時点ではどのような方法を考えているか。

(事務局)

- ・盾持人埴輪は今後も引き続き常設展示を行っていくほか、特別展示会のメインに据えたり、名前を募集するなど、町民を巻き込んだ参加型イベントなどに役立てていきたい。

(委員)

- ・答申が決議されるのはいつ頃になるのか？
- ・4月の教育委員会会議にて上程し、決議する。

4. その他

①日光御成街道一里塚の管理について

(事務局)

- ・現在は、一里塚の箇所は社会教育課の所管、東側の緑地帯は都市施設整備課の所管となっているが、令和7年度より一里塚と緑地帯を一体で社会教育課の管理とすることになった。
- ・工事については予算との兼ね合いではあるが、一里塚上にある石碑は周囲の砂が風雨等で流出し、傾きが大きくなってきている。そのため、石碑を下ろす作業を行う。

(委員)

- ・河畔砂丘の場所でもあるため、風化が進行していくが、それを少しでも食い止める防止策はあるのか？

(事務局)

- ・一里塚の現状として、古文書に松が植えられていたという記述があり、それを元に平成4年に松が植えられた。しかしながら、松が大きくなりすぎたため、倒木の危険性もあり、一里塚に悪影響を与えている。
- ・また、階段が設置されており、人が登って荒らしてしまうこともある。
- ・以上の点から、松の倒木は根鉢の横転を誘発し、一里塚そのものを崩壊させる可能性がある。そして、一里塚に人が登らないようにするため階段の立入禁止を行う予定である。

(委員)

- ・まずは階段の立入禁止を第一優先とし、松は一里塚の様子を見ていずれは伐採するという方向で考えるのがよい。

②天満宮の槇の譲与について

(事務局)

- ・平成22年を最後に槇の剪定は町が行ってきた。
- ・現在、槇の管理は宗教法人天神社が管理をしていたが、槇を剪定するには、杉戸町の所有とする必要があり、天神社より杉戸町への移管が必要。
- ・天神社と協議の結果、譲与として杉戸町へ移管された。
- ・槇はカミキリムシの被害を受けているため、樹木医による診察・診断が必要である。

(委員)

- ・民家に損害を与えてはならないため、倒木の危険性にも考える必要があるのでは？

(事務局)

- ・樹木医の診断によって伐採が楨全体に及ぶのか、剪定で済むのか、その判断が必要になる。

(委員)

- ・町の管理となれば、全面的に町の責任となる。

(事務局)

- ・氏子も年々減少しており、この先管理がしきれないと困っている様子であった。

(委員)

- ・延命措置はできるのか？
- ・600年ということは室町時代、つまり板碑がこの町で作られているという時代も見てきたということ。
- ・古墳や宿場だけでない中世の歴史がこの町にあるという証の一つではないか。

(事務局)

- ・楨の損失は杉戸町の文化財のアイデンティティの大きな喪失とも言える。
- ・どうにか延命措置ができるようにしたいと考える。

以上をもって全ての議事を終了したので、会長より閉会を宣言し解散した。

上記の議決を確認するために、議事録署名人は、署名、捺印する。

令和7年3月31日

令和6年度第2回杉戸町文化財保護審議会

議事録署名人

田原



議事録署名人

三原 康之

